

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

(用紙A4)

工事経歴書

該当するものに丸を付す。
経営事項審査では税抜き。ただし、免税業者は「税込」
に丸を付し、余白に「免税業者」と明記すること。

(建設工事の種類)とび・土工・コンクリート 工事 (税込・**税抜**)

工事経歴書記入例

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者 の別(該当箇所にレ印を記載) 主任技術者 監理技術者		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月
群馬県	元請		共同企業体(JV)として 行った工事には「JV」と記載	群馬県前橋市	群馬一郎	レ	76,000 千円		令和元年 5月	令和2年 3月
前橋市	元請		市道改良側溝建設工事	群馬県前橋市	前橋次郎	レ	58,000) 千円 110,000 千円		令和元年 10月	令和元年 12月
渋川市	元請		〇〇地区地すべり防止工事	群馬県渋川市	渋川三郎	レ	32,000 千円	32,000 千円	令和元年 9月	令和2年 1月
〇〇建設	下請		経営事項審査を申請する場合 ①元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載 注1. 500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件まで記載 注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要 ②①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載 注1. 500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件まで記載 注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要 ③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載				33,000 千円		令和元年 5月	令和元年 7月
〇〇住宅販売	元請						15,500 千円		令和元年 6月	令和元年 6月
〇〇ビル管理	元請						9,800 千円		令和元年 9月	令和元年 9月
〇〇建設	下請						8,700 千円		令和元年 5月	令和元年 7月
〇〇住建	下請						7,000 千円		令和2年 1月	令和2年 3月
			(未成工事)						令和 年 月	令和 年 月
〇〇建設	下請		市道建設 土工事	群馬県前橋市	高崎四郎	レ	25,000 千円		令和2年 1月	令和2年 4月
A	元請		A邸外構工事	群馬県渋川市	群馬一郎		5,000 千円			令和2年 6月
									令和 年 月	令和 年 月

※記載が必要な工事件数は3件までではありません

小計	8 件	240,000 千円	32,000 千円	うち 元請工事	
				191,300 千円	32,000 千円
合計	35 件	340,000 千円	32,000 千円	うち 元請工事	
				230,000 千円	32,000 千円

最終ページにおいて、全ての
完成工事の件数及び請負代金
の額の合計を記載

「小計」・「合計」のうち、
元請工事に係る請負代金の
額の合計を記載

ページごとの完成工
事の件数及び請負代
金の額の合計を記載

工事進行基準が
適用される工事は、
その完成工事高を
括弧書きで記載

各工事現場に置
かれた配置技術者
について、該当
する箇所にレ
印を記載

VI 各種コード表

○大臣・都道府県知事コード

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

○群馬県市町村コード

市町村名	コード
前橋市	10201
高崎市	10202
桐生市	10203
伊勢崎市	10204
太田市	10205
沼田市	10206
館林市	10207
渋川市	10208
藤岡市	10209
富岡市	10210
安中市	10211
みどり市	10212

市町村名		コード
北群馬郡	榛東村	10344
	吉岡町	10345
多野郡	上野村	10366
	神流町	10367
甘楽郡	下仁田町	10382
	南牧村	10383
	甘楽町	10384
吾妻郡	中之条町	10421
	長野原町	10424
	嬭恋村	10425
	草津町	10426
	高山村	10428
	東吾妻町	10429

市町村名		コード
利根郡	片品村	10443
	川場村	10444
	昭和村	10448
	みなかみ町	10449
佐波郡	玉村町	10464
邑楽郡	板倉町	10521
	明和町	10522
	千代田町	10523
	大泉町	10524
	邑楽町	10525

○建設業種コード

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

○業種コード

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

コード	資格区分	加 点 対 象 業 種																												
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
その他	703	能力評価基準においてレベル3と判定された技能者																												
	704	能力評価基準においてレベル4と判定された技能者																												
	171	建築大工 (1級)																												
	271	建築大工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	164	型枠施工 (1級)																												
	264	型枠施工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	16B	型枠施工 (1級)(附則第4条該当)																												
	26B	型枠施工 (2級)(附則第4条該当) 【3年又は1年(※)】																												
	172	左官 (1級)																												
	272	左官 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	157	とび・とび工 (1級)																												
	257	とび・とび工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	15B	とび・とび工 (1級)(附則第4条該当)																												
	25B	とび・とび工 (2級)(附則第4条該当) 【3年又は1年(※)】																												
	173	コンクリート圧送施工 (1級)																												
	273	コンクリート圧送施工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	17A	コンクリート圧送施工 (1級)(附則第4条該当)																												
	17B	コンクリート圧送施工 (2級)(附則第4条該当) 【3年又は1年(※)】																												
	166	ウエルポイント施工 (1級)																												
	266	ウエルポイント施工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	16C	ウエルポイント施工 (1級)(附則第4条該当)																												
	26C	ウエルポイント施工 (2級)(附則第4条該当) 【3年又は1年(※)】																												
	174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管 (1級)																												
	274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	175	給排水衛生設備配管 (1級)																												
	275	給排水衛生設備配管 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	176	配管・配管工 (1級)																												
	276	配管・配管工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)																												
	270	建築板金「ダクト板金作業」(2級) 【3年又は1年(※)】																												
	177	タイル張り・タイル張り工 (1級)																												
	277	タイル張り・タイル張り工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	178	築炉・築炉工 (1級)、れんが積み																												
	278	築炉・築炉工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	179	ブロック建築・ブロック建築工 (1級)、コンクリート積みブロック施工																												
	279	ブロック建築・ブロック建築工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	180	石工・石材施工・石積み (1級)																												
	280	石工・石材施工・石積み (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	181	鉄工・製罐 (1級)																												
	281	鉄工・製罐 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工(合格証2種類必要) (1級)																												
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工(合格証2種類必要) (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	183	工場板金(1級)																												
	283	工場板金(2級) 【3年又は1年(※)】																												
	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)																												
	284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(2級) 【3年又は1年(※)】																												
	185	板金・板金工・打出し板金 (1級)																												
	285	板金・板金工・打出し板金 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	186	かわらぶき・スレート施工 (1級)																												
	286	かわらぶき・スレート施工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	187	ガラス施工 (1級)																												
	287	ガラス施工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級)																												
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	189	建築塗装・建築塗装工 (1級)																												
	289	建築塗装・建築塗装工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	190	金属塗装・金属塗装工 (1級)																												
	290	金属塗装・金属塗装工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	191	噴霧塗装 (1級)																												
	291	噴霧塗装 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	167	路面標示施工																												
	192	量製作・量工 (1級)																												
	292	量製作・量工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 (1級)																												
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	194	熱絶縁施工 (1級)																												
	294	熱絶縁施工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	195	建具製作・建具工・木工「建具製作作成」・カーテンウォール施工・サッシ施工 (1級)																												
	295	建具製作・建具工・木工「建具製作作成」・カーテンウォール施工・サッシ施工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	196	造園 (1級)																												
	296	造園 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	197	防水施工 (1級)																												
	297	防水施工 (2級) 【3年又は1年(※)】																												
	198	さく井 (1級)																												
	298	さく井 (2級) 【3年又は1年(※)】																												

職業能力開発促進法(技能検定)

認定能力評価基準ごとに決められた業種につき、2業種以内に限り2点ずつ配点
認定能力評価基準ごとに決められた業種につき、2業種以内に限り3点ずつ配点

VII その他様式等

国土交通省通知 別記様式第1号

(用紙A4)

工事種類別完成工事高付表

申請者 _____

審査対象建設業	完成工事高

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事以外の建設業に係る建設工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、〇〇〇の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

商号又は名称
所属・役職

氏名

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	<p>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</p>
貸倒損失 貸倒引当金	<p>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</p> <p>取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の様態に応じて損益計算上区分して表示している。</p>
有価証券	<p>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</p> <p>売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。</p> <p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。</p> <p>時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</p> <p>その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。</p>
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	<p>発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。</p> <p>施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。</p>
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。

	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。	
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。

その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 （全般）	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事

	収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
J V	共同施工方式のJ Vに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、J V全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJ Vに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、J V全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	J Vを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、〇〇〇の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

建設業者の商号又は名称、
確認の対象となる決算期の
期間と期を記入。

以下の資格を持つ者が記入する。

- ①公認会計士、税理士
- ②1級登録経理試験に合格した者

商号又は名称
所属・役職

氏名

以上

(参考様式) 発注証明書

○添付書類 完成工事高に係る請負契約書類 (9 ページ参照)

「契約書」、「注文書」、「請求書と預金通帳の写し」、「請求書と相手方の確認印のある領収書の写し」のいずれも提出することができない場合には、この様式を使用し、発注者が証明した原本を提出してください。

群馬県知事提出用

- 1 この証明書は、建設業許可又は経営事項審査の確認資料として使用されます。内容をよく確認したうえで証明してください。
- 2 この証明書は、1 件の発注ごとに作成してください。
- 3 この証明書の内容について、確認または資料の提出を求めることがあります。
- 4 この証明書の内容についての責任は、証明者に発生します。
- 5 建設業法第 19 条により、建設工事の請負契約においては、書面による契約が義務づけられています。

発 注 証 明 書

- 1 施工業者(発注先) 商 号 _____
代表者 _____
- 2 工事内容 _____ (具体的に)
- 3 工事場所 _____ 都・道・府・県 _____ 市・区・町・村
- 4 発注金額 (変更後最終) _____ 円 (税抜 ・ 税込)
- 5 工 期 (着手年月) 令和 _____ 年 _____ 月
(完成年月) 令和 _____ 年 _____ 月 (引き渡し)

上記のとおり発注したことに、相違ないことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明日を記載
※請負工事の契約日ではないので注意

証明者 (発注者)
所在地 _____
商 号 _____
代表者 _____ 印 (代表取締役印)
電話番号 _____ () _____

証明者の署名・捺印が必要

建設業許可 国土交通大臣・ _____ 知事 般・特 () _____ 号
※建設業許可業者のみ

証明書に関する問合せ先 部署 _____ 氏名 _____

(参考様式) 雇用保険加入済確認願

雇用保険加入済確認願

令和 年 月 日

公共職業安定所長 様

事業所名

住 所

代 表 者

印

労働保険番号

□□□□□ - □□□□□□□ - □□□

雇用保険事業所番号

□□□□ - □□□□□□□ - □

設置年月日

昭和・平成・令和 □□年□□月□□日

上記のとおり相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 印

(参考様式)「防災協定締結証明書」雛型

証 明 書

所 在 地
商号又は名称
許 可 番 号
代 表 者 名

上記の者は令和 年 月 日付けで群馬県知事との間で締結した災害
時における応急対策業務に関する 災害協定に基づいて災害応急活動
等に従事する者であることを証明する。

審査基準日（決算日）：令和 年 月 日

令和 年 月 日
〇〇〇〇協会（団体名）
会長 〇〇〇〇証印

建設機械のリース契約に関する誓約書

群馬県知事 あて

所在地
許可番号
商号又は名称
代表者氏名

審査基準日 令和 年 月 日

下記の建設機械について、リース契約期間が審査基準日後1年7ヶ月に満たないうちに終了しますが、その後は当該機械を買い上げるか、もしくは引き続き契約を更新し審査基準日後1年7ヶ月を超える期間のリース契約を継続することを誓約します。

記

メーカー名	型式	製造・ 車体番号	リース期間
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日

建設機械のリース契約に関する誓約書 記載例

建設機械のリース契約に関する誓約書

群馬県知事 あて

所在地 群馬県前橋市大手町1-1-1
 許可番号 群馬県知事許可(般・特-XX)第XXXXXX号
 商号又は名称 株式会社群馬建設
 代表者氏名 代表取締役 群馬太郎

審査基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

下記の建設機械について、リース契約期間が審査基準日後1年7ヶ月に満たないうちに終了しますが、その後は当該機械を買い上げるか、もしくは引き続き契約を更新し審査基準日後1年7ヶ月を超える期間のリース契約を継続することを誓約します。

記

メーカー名	型式	製造・車体番号	リース期間
〇〇建機	AB-123	9876	令和 元 年 5 月 1 日 ~ 令和 2 年 4 月 30 日
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 契約時のリース期間を記入してください。 </div>
			年 月 日 ~ 年 月 日
			年 月 日 ~ 年 月 日
			年 月 日 ~ 年 月 日

保有建設機械一覧表

許可番号 10 -

審査基準日

申請者名

	建設機械名称 ①	建設機械抵当法における 区分(注) ②						メーカー名 ③	型式 ④	製造・車体番号 ⑤	性能 ⑥	所有・ リース等 の区分 ⑦	購入日又はリース期間 ⑧	
		ショベル 系掘削機	ブルドー ザー	トラク ターショ ベル	移動式 クレーン	大型 ダンプ車	モーター グレー ダー						年 月 日 ~	年 月 日
1												年 月 日 ~	年 月 日	
2												年 月 日 ~	年 月 日	
3												年 月 日 ~	年 月 日	
4												年 月 日 ~	年 月 日	
5												年 月 日 ~	年 月 日	
6												年 月 日 ~	年 月 日	
7												年 月 日 ~	年 月 日	
8												年 月 日 ~	年 月 日	
9												年 月 日 ~	年 月 日	
10												年 月 日 ~	年 月 日	
11												年 月 日 ~	年 月 日	
12												年 月 日 ~	年 月 日	
13												年 月 日 ~	年 月 日	
14												年 月 日 ~	年 月 日	
15												年 月 日 ~	年 月 日	

※ 保有する建設機械について、上記一覧表に記載してください。

15台を超える場合は、用紙を追加してください。

(注) ブルドーザーは「自重が3トン以上のもの」、トラクターショベルは「バケット容量が0.4立方メートル以上のもの」

移動式クレーンは「つり上げ荷重が3トン以上のもの」、大型ダンプ車は「車両総重量が8トン以上または最大積載量が5トン以上のもの」、モーターグレーダーは「自重が5トン以上のもの」が対象です。

保有建設機械一覧表 記載

保有建設機械一覧表

契約書等又は特定自主検査記録表等に記載のある「型式」「製造・車体番号」「性能」を記入してください。
※クレーンの場合は「刻印番号」を記入してください。

許可番号 10 - 00000

審査基準日 令和元年5月31日

申請者名 株式会社群馬建設

建設機械名称 ①	建設機械抵当法における 区分(注) ②						メーカー名 ③	型式 ④	製造・車体番号 ⑤	性能 ⑥	所有・リース等の 区分 ⑦	購入日又はリース期間 ⑧
	ショベル系掘削機	ブルドーザー	トラクターショベル	移動式クレーン	大型ダンプ車	モーターグレーダー						
1 クレーン機能付油圧ショベル	○					○○建機	AB-123	9876	0.5m ³	所有	平成31年4月1日～ 年 月 日	
2 油圧ショベル	○					○○建機	CD-456	5432	0.08m ³	リース等	令和元年5月1日～令和2年4月30日	
3 ブルドーザー		○				△△製作所	GH-012	7654	3.2t	所有	令和元年5月2日～令和 年 月 日	
4 トラクターショベル			○			○○建機	IJ-345	3210	2m ³	所有	平成30年 月 日～ 年 月 日	
5 トラッククレーン				○		××製作所	KL-234	(※) 群 456	4.9t	所有	令和元年 5月1日～ 年 月 日	
6 ダンプトラック					○	□□自動車	MN-567	5678	最大積載量 10t	所有	所有した日が不明である場合は、わかる範囲で記入してください。	
7 モーターグレーダー					○	○○建機	OP-654	6543	10.1t	所有	令和 年 月 日～ 年 月 日	
・											年 月 日～ 年 月 日	
・											年 月 日～ 年 月 日	
14	一般的な名称を記入してください。											年 月 日～ 年 月 日
15											年 月 日～ 年 月 日	

下記の(注)に示す要件が確認できるように、各性能等を記載してください。

所有の場合は所有した日を、リース等の場合はリース期間を記入してください。

※ 保有する建設機械について、上記一覧表に記載してください。

15台を超える場合は、用紙を追加してください。

(注) ブルドーザーは「自重が3トン以上のもの」、トラクターショベルは「バケット容量が0.4立方メートル以上のもの」

移動式クレーンは「つり上げ荷重が3トン以上のもの」、大型ダンプ車は「車両総重量が8トン以上または最大積載量が5トン以上のもの」、モーターグレーダーは「自重が5トン以上のもの」が対象です。

経営事項審査申請書類確認書

経営規模等の申請書を提出するにあたり、次の事項について確認し、本確認書を申請書類と一緒に送付してください。

申請者名	
許可番号	群馬県知事 般・特()第 号
申請日	令和 年 月 日
経営事項審査手数料	群馬県証紙()円()業種

様式名	添付の有無		確認事項
経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書	有	無	
工事種類別完成工事高	有	無	
技術職員名簿	有	無	
その他の審査項目(社会性等)	有	無	
様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿	有	無	・該当する場合のみ添付
様式第5号 技能者名簿	有	無	
経営状況分析結果通知書(原本)	有	無	・原本を添付してください。
外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書(原本)(該当する場合のみ添付)	有	無	・該当する場合のみ添付 ・原本を添付してください。
審査手数料群馬県収入証紙貼付書	有	無	・正本のみの添付で可
工事経歴書	有	無	・決算変更届を提出している場合は不要

総合評定値請求の有無	有	無	
------------	---	---	--

添付書類	添付の有無		確認事項
消費税確定申告書の控えの写し並びに消費税及び地方消費税納税証明書の写し	有	無	・課税標準よりも完成工事高が大きい場合、その理由を書面で提出してください。
工事請負契約書・注文書等の写し	有	無	・各業種記載順に上から3件を添付してください。 ・契約書・注文書がない場合は、請求書及び振込金額が確認できる通帳等、契約内容・事実が確認できるもの
減価償却実施額に係る確認書類	有	無	・法人税申告書別表16又は青色申告・白色申告該当部分
技術職員の常勤性に係る確認書類	有	無	・雇用期間が6か月を超える者のみ
技術職員の資格に係る確認書類	有	無	
監理技術者資格証・監理技術者講習修了証	有	無	・1級国家資格者相当のみ加点
雇用保険に係る確認書類	有	無	
健康保険に係る確認書類	有	無	
厚生年金保険に係る確認書類	有	無	
建退共に係る確認書類	有	無	
退職一時金制度若しくは企業年金制度に係る確認書類	有	無	
法定外労災補償制度に係る確認書類	有	無	・認定のための4つの要件をクリアしているか確認してください。
民事再生法又は会社更生法の適用を受けていることを確認する書類	有	無	・平成23年4月1日以降の申し立てのみ該当
防災協定の締結に係る確認書類	有	無	・証明書の場合は写し不可
監査の受審状況に係る確認書類	有	無	
公認会計士等の数及び2級登録経理試験合格者の数に係る資格確認書類の写し	有	無	
建設機械の保有状況を確認する書類	有	無	
ISO9001及びISO14001の所得状況を確認する書類	有	無	
CPD単位取得数を確認する書類	有	無	
技能レベル向上者数を確認する書類	有	無	

申請書副本の返却の希望の有無	有	無	・希望する場合には、必要な切手を貼った返信用の封筒を同封してください。 ※返却時期が異なりますので別々に用意してください。
添付書類(確認資料等)の返却の希望の有無	有	無	・希望する場合には、必要な切手を貼った返信用の封筒を同封してください。 ※返却時期が異なりますので別々に用意してください。

結果通知書の送付先	本人	代理人	【代理人の場合の送付先】(必須) 〒 ー 行政書士名
※結果通知書の送付先を代理人とする場合は、委任状にて必ず結果通知書の受領に関することを委任項目としてください。			

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

経営規模等評価申請
総合評定値請求 取下げ願

令和 年 月 日付けで経営規模等評価申請
総合評定値請求 をしましたが、取り下げをいた
します。

理 由

【参 考】経営事項審査に関連する事項の問い合わせ先

問 い 合 わ せ 事 項	問 い 合 わ せ 先	電 話 番 号	
申請用紙の頒布 (休日：土曜日、日曜日 祝日、年末年始等)	(社) 群馬県建設業協会 (前橋市元総社町2-5-3 群馬建設会館内) 頒布時間 8:30～17:00	027-252-1666	
建設業許可に関する事項 決算変更届出	群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室 (前橋市大手町1-1-1 県庁21階南側)	027-226-3520	
建設業退職金共済事業	勤労者退職金共済機構建退共群馬県支部	027-252-1666	
中小企業退職金共済事業	勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部	03-6907-1234	
法定外労働災害補償制度	(財) 建設業福祉共済団	03-3591-8451	
	(社) 全国建設業労災互助会	03-3256-0506	
	全国中小企業共済協同組合連合会	03-3667-5111	
建設業経理事務士試験	(財) 建設業振興基金 業務第二部	03-5473-4571	
技 術 者 の 資 格	土木施工管理技士	(財) 全国建設研修センター 土木試験課	042-300-6860
	管工事施工管理技士	(財) 全国建設研修センター 管工事試験課	042-300-6855
	造園施工管理技士	(財) 全国建設研修センター 造園試験課	042-300-6866
	建築施工管理技士	(財) 建設業振興基金 試験研修本部	03-5473-1581
	電気工事施工管理技士		
	建設機械施工技士	(社) 日本建設機械化協会 試験部	03-3433-1575
	建築士	(財) 建築技術教育普及センター	03-6261-3310
	技術士	(社) 日本技術士会 技術士試験センター	03-3459-1333
	電気工事士	(財) 電気技術者試験センター	03-3552-7691
	電気主任技術者	第1種 第2種 第3種 (財) 電気技術者試験センター	03-3552-7691
消防設備士	(財) 消防試験研究センター群馬県支部	027-280-6123	
技能士	群馬県職業能力開発協会	0270-23-7761	
建築設備資格者	(財) 建築技術教育普及センター	03-6261-3310	
1級計装士	(社) 日本計装工業会	03-3580-8921	
地すべり防止工事士	(社) 斜面防災対策技術協会	03-3438-0493	
監理技術者資格者証	(財) 建設業技術者センター群馬県支部	027-253-1790	
入札参加資格審査申請	中央省庁、都道府県、市町村、公社・公団など 各発注機関		
上記以外の事項	群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室 (前橋市大手町1-1-1 県庁21階南側)	027-226-3524	